

田辺市漁業者出漁促進補助金

漁業者の出漁を支援するために、漁業を営むために漁船へ給油した
燃油の購入費用を補助します

補助対象者

以下の要件をすべて満たす個人又は法人

- (1) 田辺市に住民登録されていること（法人の場合は市内に本店を有する法人であること）
- (2) 市税（国民健康保険税を含む）を完納されていること
- (3) 漁業協同組合の組合員であること
- (4) 漁船（漁船法に基づく登録漁船）の所有者又は使用者であること
- (5) 今後も漁業経営を継続する意思を有すること

補助対象要件

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの間で、自ら漁獲した水産物を卸売市場等へ 30 日以上出荷した実績があること

※原則、卸売市場（公設市場）への出荷を対象としますが、やむを得ない事由等がある場合に限り産直施設等への出荷実績も対象とします。

補助対象経費

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの間、漁業を営むために漁船へ給油した燃油の購入費用で補助金交付申請までに支払い済み（消費税及び地方消費税は除く）のもの

※漁業目的以外（遊漁船や警戒船等）での燃油購入（使用）が含まれる場合は、当該購入分を差し引いた額が補助対象経費となるため、漁業目的以外での購入（使用）数量及び金額が明らかとなる書類（例：遊漁船営業報告書、漁業経営セーフティネット構築事業関係書類等）の添付が必要となります。

補助金の額

補助率 20%（補助上限 400 万円）

申請について

【申請方法】

補助金交付申請書等に必要事項を記入の上、所属する漁業協同組合の事務所まで提出をお願いします。

※申請書類等は、市ホームページよりダウンロードいただくか、各組合事務所に備え付けています。

【添付書類】

申請書を提出される際には、以下の書類を添付してください。

- (1) 漁業協同組合の組合員であることを証する書類（各漁業協同組合が発行したもの）
- (2) 動力漁船登録票の写し又は漁船原簿謄本
- (3) 燃油の購入一覧表及び領収書等（購入内訳がわかるもの）の写し
- (4) 卸売市場等への出荷を証する書類
- (5) 本人確認書類（運転免許証、船舶操縦免許証等）の写し
- (6) 市税（国民健康保険税を含む）完納証明書（申請日より 1 ケ月以内のもの）
- (7) 誓約書 ほか

※原則として、提出いただくすべての書類の名義が一致していなければ補助金は交付されません。

【申請期間】

令和 7 年 3 月 3 日から令和 7 年 3 月 31 日まで ※1 経営体（漁業者）からの申請は 1 回限りとします。

お問い合わせ先